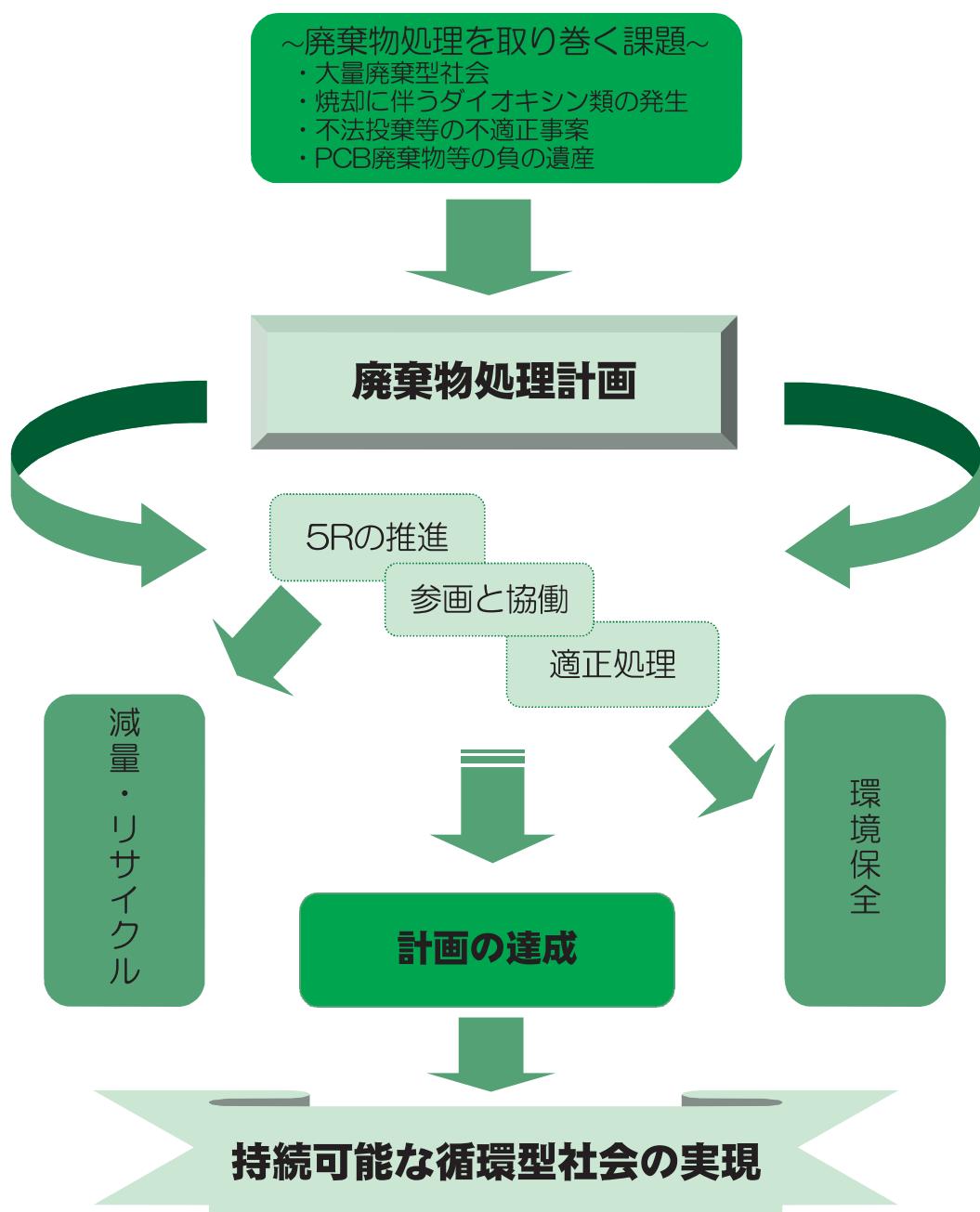


第1節 基本方針

平成13年5月に策定した「ひょうご循環社会ビジョン」では、①健全な物質循環の促進、②環境負荷の低減とリスクの管理、及びそれを支える③あらゆる主体の参画と協働、④新たな仕組みづくりを基本的方策としている。

この基本的方策や兵庫県の地域特性、廃棄物を巡る状況を踏まえ、持続可能な循環型社会の実現を目指して次の基本方針を定める。

図4-1 基本方針のイメージ図



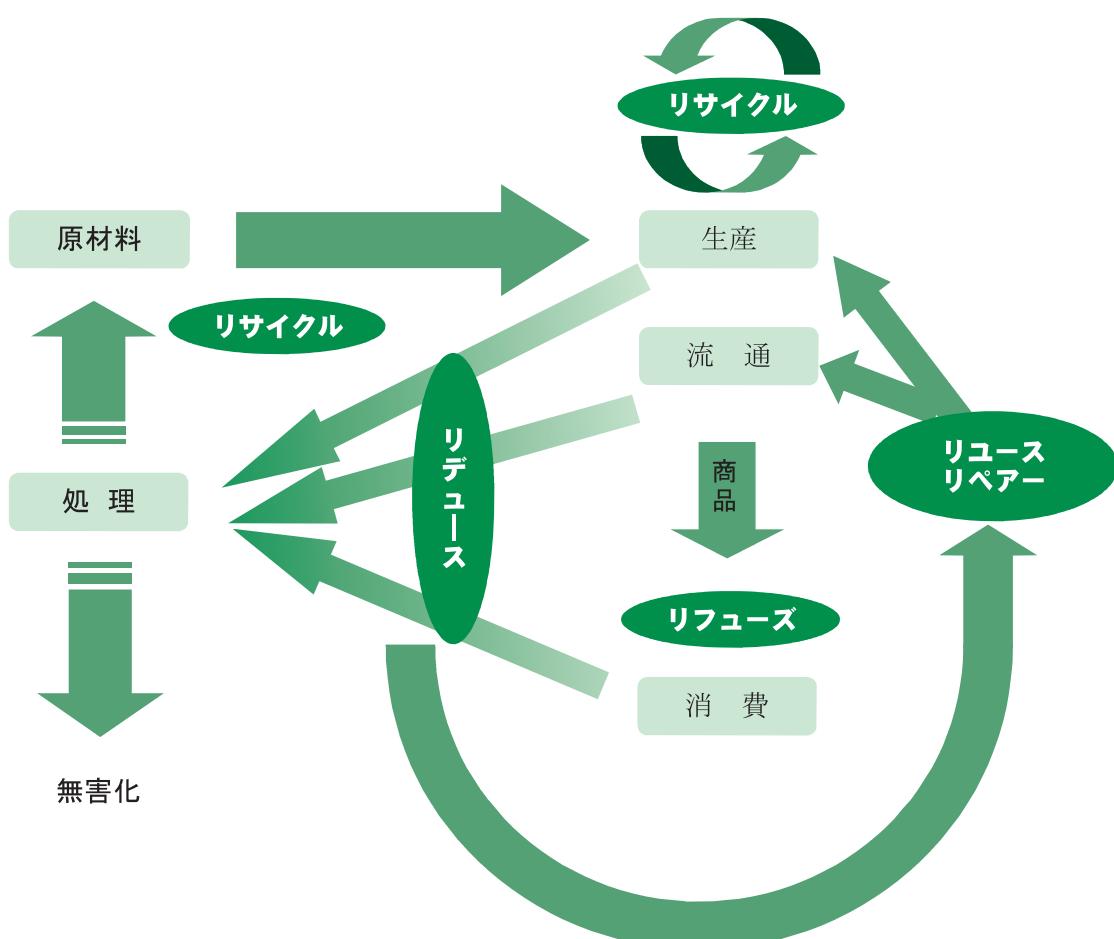
1 5Rの推進

- ① 個人や地域における、5Rに配慮した自律的なライフスタイルを実現する。

循環型社会の実現のためには、財やサービスの購入主体である県民、あるいはその集合体である地域、団体等の取組を根本的に見直すことが必要である。また、県民は、物質循環における動脈部分と静脈部分をつなぐ結節点として、両者に対する影響力を行使する立場にあることから、循環型社会の必要性を認識し、現在の大量生産・大量消費を前提としたライフスタイルを自ら改め、いわゆる 3R (reduce、reuse、recycle) に、refuse (不要なものを受け取らない)、repair (修理して長期間使う) を加えた 5R に配慮したライフスタイルに切り替えていく。

また、県民や地域の意識や行動レベルは一様ではないために、様々な機会・段階を通じた情報提供や啓発活動を行うとともに、5R生活を支える受け皿の整備を促進する。

図 4-2 5R のイメージ図



- ② それぞれの地域ごとに 5R の実現による地域内物質循環を基本としつつ、都市と農村、又は産業間の連携を推進する。

物質循環の促進にあたっては、5R を基本原則としつつ、都市、農村を問わず、まずその地域内での物質循環を目指すこととする。

その上で、地域内では循環が完結しない場合は、都市と農村が近接し、臨海部に製造業の拠点を有するという本県の特性をいかし、都市と農村、又は産業間の連携による物質循環の促進を図る。

- ③ 5R の受け皿となる循環型産業を積極的に創出・支援し、本県の産業構造を循環型に改革する。

5R のうち、特にリユース、リペア、リサイクルの推進にあたっては、産業界の主体的な取組が不可欠であり、サービス業を含むこれらの循環型産業の新規創出を支援するとともに、高度成長を支えた臨海部の重厚長大型産業等の構造転換を促進し、製造業の比率の高い本県の産業構造を、より環境効率*の高い循環型産業に改革していく。こうした新たな産業は、新たな雇用の創出を図るものもある。

また、循環型産業が経済的に成立しにくいことから、処理・リサイクル費用の適正化など健全な物質循環への誘導を図り、経済的側面での持続可能性を確保する。

2 適正処理の確保

- ① 市町責任、排出者責任の原則による適正処理、また、これによる処理が困難な場合には広域的かつ公共関与による適正処理を進める。

5R を講じてもなお排出される廃棄物については、原則として、その処理責任を負う市町又は排出者が適正処理を推進する。しかし、個々の市町や事業者では処理が困難なものについては、処理に対する信頼性・継続性を確保する観点からも公共関与による広域的な施設整備を目指す。

② ダイオキシン類の排出を抑制するとともに、過去に排出された負の遺産(PCB廃棄物等)を解消する。

本県は、市町等のごみ焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度で全国第1位(平成9年公表時)の施設があったことを教訓に、ダイオキシン類の排出削減に積極的に取り組んできた。この取組を今後も継続し、ダイオキシン類の新たな発生を抑制する。

また、PCB廃棄物については、本県の保管量が全国1位となっていることも踏まえ、将来に向けて負の遺産を解消するため、その適正処理を率先して推進する。

③ 環境に悪影響を及ぼす不適正処理を徹底して防止する。

不法投棄や野外焼却等の不適正処理は、健全な物質循環の流れを乱す原因にもなるほか、周辺環境への負荷も大きく、こうした処理がなされるとその復旧に多大な時間と費用を要することから、その未然防止を徹底する。

特に、本県は人口及び産業の集積地の後背に、こうした不適正処理の発生場所となりやすい山間部を有していることから、行政のみならず、県民や事業者とも連携した効果的な不適正処理防止策を講じていく。

また、既に発生した不適正処理については、再発を防止する観点からも、刑事処分も含めた厳正な対処を行う。